

府 消 委 第 号  
平成 2 5 年 3 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会  
委員長 河上 正二

消費者安全法第 6 条第 1 項の規定による  
「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の変更について

平成 2 5 年 3 月 2 6 日付け消政策第 4 9 号をもって当委員会に意見を求めた  
「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の案については、消費者安全法の  
趣旨に鑑み妥当であり、その旨回答する。